明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三四五～三四七）　一
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通一一一二）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同一一一三）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人労働者健康福祉機構・独立行政法人種苗管理センター・独立行政法人国際農林水産業研究センター・独立行政法人土木研究所・独立行政法人建築研究所・自動車検査独立行政法人（平成二十事業年度財務諸表）、独立行政法人（平成二十事業年度財務諸表）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）・一般計量教習、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、地方職員共済組合役員の異動関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五
一七

告示

○財務省告示第三百四十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年九月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	五億円	百円十三銭
〃	〃	五億円	百円二十二銭
〃	〃	二十五億円	百円二十九銭
〃	〃	五億円	百円三十銭
〃	〃	十億円	百円三十三銭
〃	〃	十億円	百円三十九銭
〃	第九回	四億円	九十九円二十四銭
〃	〃	二十三億円	九十九円五十銭
〃	第十一回	五十億円	九十八円五十銭
〃	〃	五十億円	九十八円五十五銭
〃	〃	五十億円	九十八円六十銭
〃	〃	一億円	九十八円六十五銭
〃	第十三回	百三十億円	九十七円七十五銭
〃	第十五回	十億円	九十七円四十三銭
〃	第十六回	六十億円	九十七円十五銭
〃	第十八回	二百億円	九十六円七十三銭
〃	第二十三回	一億円	九十九円二銭
〃	第二十七回	三十億円	九十六円九十八銭
〃	第二十八回	五億円	九十五円六十二銭
〃	〃	十億円	九十五円八十三銭
〃	第二十九回	十億円	九十五円三十九銭
〃	第三十六回	二十一億円	九十四円五十五銭